

川口市民オンブズマン・ニュース

08号/2012年10月14日発行/発行：川口市民オンブズマン(代表 村松)
問合せ先：〒333-0821 川口市東内野5-6-33 電話&Fax：048-295-0580
<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/> kawaguchi.citizen.ombudsman@tc.at.ne.jp

ご意見をお聞かせください!!

『川口市名誉市民条例を考えよう!』

～市による名誉市民の公的葬儀から～

川口市は今年3月22日に名誉市民である故永瀬洋治氏の公的葬儀を行いました。これは川口市名誉市民条例により議会の同意のもとに行われましたが、この葬儀は約1,600万円の事業費を支出しています。全国の政令指定都市・埼玉県には公葬が実施できるような条例もなく、県下69市町村の中で公葬が実施できる自治体は、川口市を含めて12自治体のみです。

今回、名誉市民条例・公葬に関して、幅広い市民のみなさんのご意見をお伺いするためのアンケートを行っています。次ページ以降に名誉市民条例等の調査結果を掲載しましたので、ご参照頂きアンケートのご協力をお願いします。

朝日新聞 2012/09/02 埼玉版掲載



公葬は「議会の同意を得て行うことができる」とした名誉市民条例に基づく。前市長で名誉市民の死去を受け、市は30年ぶり3度目となる公葬を3月議会で提案。同意案件と2千万円の補正予算案に、3人会派の「川口みらい」など4人が予算案だけ反対した。

「税の用途は慎重に」
秘書課によると、実際の費用は「約1600万円に抑えた」という。支出内訳は、市の基準にない100万円の弔慰金、生花壇と2×3段の遺影、交響楽団や歌手への出演料など。会場設営委託はすべて随意契約で、反対議員の一人は「税金の使途には慎重な検討が必要だ。市民のためにやらなければならぬ」と指摘した。

川口市が今春、30年ぶりに実施

川口市が3月に実施した公葬をめぐり、川口市民オンブズマン(村松幹雄代表)が、その意義と必要性に問いを投げかけている。費用や他市町村との比較資料を公開し、周知度や是非を検証するアンケートや意見交換の場「市民会議」の開催を計画している。

公葬は必要?

オンブズマン、議論の場計画

「功績たたえる意義」
条例と公葬について、市は「功績をたたえる顕彰制度には意義がある。費用や規模の比較は必ずしも的確ではない」と話す。市の名誉市民は旧鳩ヶ谷市の1人を加えて4人。すべて市長経験者で故人となった。

市民会議は15日午後1時、かわぐち市民パートナーズステーションで開催。アンケートや関連資料の閲覧を含む問い合わせは、同オンブズマンのHd (<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp>)へ。

「功績たたえる意義」
オンブズマンの調べでは、名誉市民(町民)条例は県内69市町村のうち53市町にあり、公葬規定があるのは12市町。これまで川口市を除く9市町で16回(家族との合同葬を含む)の公葬が実施されている。県には条例も公葬規定もない。

ばならない課題は山積している」と指摘した。

オンブズマンは、その質疑をきっかけに調査に乗り出した。過去2回の公葬費用を企業物価指数と消費者物価指数を用いて現在の価値に換算して比較すると、今回の支出は1・854・7倍の額に相当した。

(伊藤典俊)

■ 今年3月川口市が行った公葬の実施状況

- 日時:2012年3月22日(木) □ 場所:「川口総合文化センター・リア」メインホール
- 列席者数:約1,500人(広報かわぐち2012年4月号発表)
- 総事業費:16,239,965円(3月議会の補正予算では2,000万円・事業費内訳は下表を参照)

内容	金額	備考
弔慰金	¥1,000,000	川口市の交際費支出基準によると香典1万円、現職議員が死亡時は10万円が支出限度額。今回は市長が特別に認めたものとして限度額を社会通念上妥当な範囲として支出した。
出演料(ソプラノ・ピアノ計2名)	¥210,000	
出演料(東京交響楽団)	¥787,500	
市民歌編曲	¥111,111	源泉所得税11,111円を含む
紙封筒他	¥6,350	
サインペン他	¥29,337	
おかし	¥20,008	
位記額	¥23,100	
ポリ袋	¥2,247	
画鋏他	¥1,982	
花束	¥5,000	
喪章他	¥98,437	
案内状他	¥280,250	印刷
プログラム	¥501,900	封筒と共に2,000部印刷
郵便料金	¥199,000	2993通
新聞広告	¥714,336	葬儀通知の記事・埼玉版6紙 読売・毎日・産経・東京・埼玉・朝日
会場設営等委託料 (生花壇他)	¥5,880,000	随意契約・(株)ケンナン http://www.sougi-kawaguchi.com/
会場設営等委託料 (会場設営)	¥4,308,297	随意契約・公益財団法人川口総合文化センター http://www.lilia.or.jp/
映像作成業務委託料	¥525,000	随意契約・(株)JCN埼玉 http://jcntv.jp/ 川口市立中央・戸塚図書館の2館でDVDの閲覧可
リア使用料	¥1,353,210	6件の支出項目合計
駐車料金	¥182,900	リア・川口駅東西口地下公共駐車場、3件の支出項目合計
合計	¥16,239,965	

■ 名誉市民条例とは

川口市では3名の市民が川口市名誉市民条例により名誉市民になっています(鳩ヶ谷との合併で合計4名)。

~~~~~ 以下、条文を抜粋 ~~~~~

昭和53年3月30日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、広く社会、政治、文化の興隆に功績のあった者に対し、その功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

(名誉市民)

第2条 名誉市民の称号を贈ることのできる者は、本市に10年以上住所を有し、若しくは20年以上住所を有したことがある者又は本市に特に関係の深い者で、公共の福祉を増進し、本市の発展、市民生活の向上又は社会文化の進展に貢献し、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値するものとする。

(審議会)

第3条 名誉市民の資格に関し、必要な事項を審議するため、川口市名誉市民審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市内の公共的団体等を代表する者その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該事案に係る審議が終了するまでの期間とする。

4 審議会の庶務は、秘書課において処理する。5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(昭和57条例1・平成10条例11・平成13条例1・一部改正)

(選定)

第5条 名誉市民は、市長が審議会の意向を受け、議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第6条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する証書及び名誉市民章を贈り、その事績を公表して顕彰する。

(待遇)

第7条 名誉市民に対しては、規則で定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。

2 前項に規定するもののほか、名誉市民が死亡したときは、議会の同意を得て公葬を行うことができる。

(称号の取消し)

第8条 名誉市民が著しく名誉を傷つけ、市民の尊敬を失ったと認められるときは、市長は、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\* 以上、条文を抜粋 ～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

## ■ 川口市が過去に行った公葬との事業費用比較

過去2回行われた公葬と費用比較を行いました。費用比較では日本銀行のHPを参考に過去の公葬の事業費を現在価値に換算して比較しています。過去2回の公葬の事業費と比較して今回の事業費は1.8～4.7倍となっています。

| 公葬の実施年月日<br>名誉市民名<br>※いずれも市長経験者 | 市葬の<br>費用   | 企業物価<br>戦前基準指数 | 現在価値<br>に換算 | 消費者物価指数<br>(持家の帰属<br>家賃を除く総合) | 現在価値<br>に換算 |
|---------------------------------|-------------|----------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| 昭和48年9月18日<br>故岩田三史氏            | ¥2,316,560  | 463.3          | ¥3,432,089  | 719.5                         | ¥5,599,668  |
| 昭和57年5月8日<br>故大野元美氏             | ¥7,495,815  | 852.7          | ¥6,033,924  | 1474.1                        | ¥8,843,851  |
| 平成24年3月22日<br>故永瀬洋治氏            | ¥16,239,965 | 686.4          | -           | 1739.2                        | -           |

※以下の日本銀行のサイトを参照して試算

<http://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/11100021.htm/>

※平成24年の市葬時の各指標は統計データがないため平成23年の数値を使用

※昭和48・57年の費用は当該年度の決算書(総務・市葬費)・情報公開請求した資料より。

※昭和48年については弔慰金が含まれていない(弔慰金が支払われたかどうか不明)。

## ■ 県内他自治体の実施状況

当会の調査では政令指定都市・埼玉県には名誉市民条例等に公葬実施が可能となる条文はありませんでした。一方、埼玉県下の市町村には川口市を含めて12自治体(9市3町)で名誉市民条例等に公葬実施が可能な条文があり、実績等は下表のとおりになります。

川口市(過去3回公葬を実施)を除き、9自治体16回の公葬が実施されています。※一部遺族との合同葬があり。

| 自治体名 | 公葬実施回数 | 概要・その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 桶川市  | ×      | 過去にも名誉市民がいないため公葬を実施したことがない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 北本市  | ×      | 名誉市民に対する公葬を実施したことがない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 行田市  | 1      | ○故中川直木氏（平成12年4月22日公葬実施・元市長）<br>※行田市・中川家合同葬 葬儀費用:2,216,279円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 久喜市  | 2      | ○故小林悦太郎氏（昭和47年3月9日公葬実施） 葬儀費用:約51万円(予算額)<br>○故橋本亮氏（昭和51年5月14日公葬実施・元町長） 葬儀費用:約100万円(予算額)<br>※決算書などから確定金額調査できず                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 越谷市  | 1      | ○故大塚伴鹿氏（平成元年11月13日公葬実施・初代市長） 葬儀費用:6,932,794円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 草加市  | 2      | ○故野口太七氏（昭和42年10月23日公葬実施・初代町長）<br>葬儀費用:総額不明(祭壇使用料73,300円のみ確認)<br>○故牛山信吉氏（昭和53年1月19日公葬実施・初代市長）<br>葬儀費用:2,176,350円                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 東松山市 | 1      | ○故森田熊吉氏（昭和39年6月21日公葬実施・初代町長） 葬儀費用:233,293円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 八潮市  | 1      | ○故藤波彰氏（平成20年6月29日公葬実施・前市長）<br>葬儀費用:428,772円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 小鹿野町 | 1      | ○故高田傳藏氏（平成20年7月10日公葬実施・元教育委員長）<br>葬儀費用:688,500円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 白岡町  | 6      | ○故新井堯爾氏（昭和41年6月26日公葬実施・元衆議院議員） 葬儀費用:不明<br>○故渋谷塊一氏（昭和46年3月17日公葬実施・日勝村元村長）<br>葬儀費用:573,990円(請求書・領収書から集計)<br>○故川面俊氏（昭和48年10月2日公葬実施・日勝村元村長）<br>葬儀費用:216,000円(確定金額である不明) ※遺族との合同葬<br>○故細井弥作氏（昭和51年4月10日公葬実施・白岡町発足時の町長職務執行者）<br>葬儀費用:不明 ※遺族との合同葬<br>○故竹林弥三郎氏（昭和52年12月17日公葬実施・元町長）<br>葬儀費用:39,000円(一部費用のみ・確定金額であるか不明) ※遺族との合同葬<br>○故荒井宏氏（平成11年12月12日公葬実施・元町長）<br>葬儀費用:500,000円(弔慰金のみ)※遺族との合同葬 |
| 松伏町  | 1      | ○故石川仁氏（平成23年10月21日公葬実施・元町長） 葬儀費用:2,897,292円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

### 【会員募集中】

川口市民オンブズマンでは、一緒に活動する会員を募集しています。市民の立場から行政を動かしたいと考えている方、そして行政の不正は許さないという方は、ぜひ川口市民オンブズマンにご参加ください。まずは月例会(毎月第3土曜日)にオブザーバー参加してみませんか。

# 川口市名誉市民条例アンケート

各選択肢からもっとも適当な選択肢を1つ選んでいただき、選択肢に○印を付けてください。

また、自由記入欄等のご記入もお願いします。

【性別】 男性 ・ 女性    【年齢】.....歳    【住所】 川口市内 ・ 川口市外

① 川口市に名誉市民条例という条例があることを知っていましたか？

- ・マスコミ報道で知った                      ・当会HP・チラシで知った
- ・知らなかった                                      ・その他(                                      )

② 名誉市民が死亡した場合、名誉市民条例によって議会が同意すれば市が葬儀(公葬)を行うことができることを知っていましたか？

- ・マスコミ報道で知った                      ・当会HP・チラシで知った
- ・知らなかった                                      ・その他(                                      )

③ 今年3月に市が名誉市民の葬儀(公葬)を行ったことを知っていましたか？

- ・マスコミ報道で知った                      ・当会HP・チラシで知った
- ・知らなかった                                      ・その他(                                      )

④ 市が名誉市民の葬儀を行うとしたら、葬儀費用はいくらぐらいが適切ですか？

(                      )円

(理由)

⑤ 名誉市民条例による公葬の実施に賛成ですか、反対ですか？

- ・賛成    ・反対    ・どちらでもない

(理由)

⑥ 名誉市民条例・公葬に関してご意見等をお願いします。

(自由記入欄)

【アンケート送付先】

メール kawaguchi.citizen.ombudsman@tcat.ne.jp Fax 048-295-0580

郵送 〒333-0821 川口市東内野56-33 川口市民オンブズマン・代表 村松幹雄宛て